

◆ 会議録（概要）

- 1 開 会（10 時）
- 2 委嘱書交付
- 3 あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 委員長、副委員長の選出について
- 6 議題

(5) 各委員からの意見等について

委員：佐久市自然環境保全条例で、井戸の設置許可の基準を「10 m³を超える行為を許可の対象としている」とあるが、基準の数値を定めた経過は？

→条例を策定する時に山梨県内の市町村の条例を参考にさせてもらった経過があります。10 m³とは、量とすれば一般家庭での一日の使用量が 1 m³であることから、使用する水道量の 10 件から 15 件位に相当します。

委員：私有林の所有者の把握はどのようにしているか？

→林班図によって管理していますが、名簿があって全ての所有者まで把握できていないのが現状です。

委員：現在、自然環境保全条例の許可申請が 0 件というお話であったが、本来許可が必要であるが、出てきていない井戸の所有者の把握はどうやって行っているか？

→全てを把握しているわけではありませんが、生活排水部から情報の提供を受けています。生活排水部の平成 21 年度の資料によると、個人が 220 件、企業が 20 件となっております。

委員：今ある佐久市自然環境保全条例では保全対策が不十分だと思われる点については？

→一つ目として、新たな井戸を設置しようとする場合、許可基準の対象である近傍の井戸所有者からの同意が容易に得られること、二つ目として、新たな井戸を設置しようとする場合、その井戸の距離が既存井戸から 300M を超えると、既存井戸所有者の同意を必要としないこと、三つ目として、現在の外国資本等による森林買収による、水資源保全を目的に策定された条例ではないこと、であります。

委員：佐久市内で実際に地下水の水位が下がっているところはあるか？把握はしているか？

→現在は把握していない状況です。

委員：自然状態では、水は、どのくらいあると考えているか？また、どのくらい減少してくれば危険であると考えているのか？

→当市では把握しておりませんが、委員長でもあります、中屋教授に協力をいただいて、そのあたりを明らかにしていければと考えております。

委員：佐久市の地下水、湧水の水源地はどのあたりに分布しているか？

→佐久水道企業団の給水施設図で説明（*会議資料2）

委員：県の保全対策としての取組みは県庁内で対応しているだけであって、各支所単位では取組みを行っていないか？

→そうです。

委員：佐久水道企業団の水道余裕率は？また、既存井戸について、当然水をくみ上げれば水位が低下すると考えるが、くみ上げによる水位の低下は心配しているか？

→余裕率については17%です。各井戸を見ますと減っている井戸もありますが、変化が見られた井戸については水量の復活を待つなど状態をみています。しかしながら、はっきりしたデータを把握していないのが実情です。

委員：水は生命と直接関係するので、地震等災害に強い水道ということで特別取り組まれていることはありますか？

→佐久水道企業団の状況については、H9年からH14年にかけて敷設替え工事を行っています。その工事は耐震を目的にした改修工事ではありませんでしたが、敷設替えで使用した製品は、阪神淡路大震災の際にも使用された製品です。東日本大震災の際にも特に問題等はなかった、とうかがっております。

委員：浅麓水道企業団の井戸について、くみ上げによる水位の変化は？

→計測は全てしております。ただし、24時間365日くみ上げを行っているわけではなく、取水時間を一日あたり8時間から12時間まで制限しています。そのため、水位が著しく低下したということは今のところありません。

(その他) 事務局

次回2回目の開催ですが、7月20日を予定しております。また、7月30日のシンポジウムの開催について委員の皆様にご参加をお願いします。

委員：シンポジウムの周知はどうやっているか？

→7月号の広報誌に掲載し、市内の各戸にチラシを配布しています。

また、県及び県内の報道機関、市町村にも開催チラシを配布し、市町村には区ごと等での回覧を依頼しております。

委員：今後のスケジュールは月一回程度で、年内に素案をまとめるということですか？

12月までの開催日程が分かっているならば事前に調整願いたい。

→はい。事務局で日程の方を詰めさせていただきます。

7 閉会 (12:00)